

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成24年2月17日
【会社名】	カナレ電気株式会社
【英訳名】	Canare Electric Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 尾羽瀬 正夫
【本店の所在の場所】	愛知県日進市藤枝町奥廻間1201番地10
【電話番号】	0561-75-3001(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 小淵 敦
【最寄りの連絡場所】	横浜市港北区新横浜二丁目4番1号
【電話番号】	045-470-5503
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 小淵 敦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成24年1月20日開催の取締役会において、電子機器製品の事業を新たに設立するカナレ電子機器株式会社（以下「カナレ電子機器」といいます。）へ承継することを決議し、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定に基づき臨時報告書を提出しましたが、平成24年2月14日開催の取締役会において、会社名を株式会社カナレテック（以下「カナレテック」といいます。）に改め、電子機器製品の事業の承継（以下「本新設分割」といいます。）に係る新設分割計画（以下「本新設分割計画」といいます。）を決議しましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

2 報告内容

- (2) 本新設分割の方法
- (3) 本新設分割に係る割当ての内容
- (4) 本新設分割計画の内容
- (5) 本新設分割に係る割当ての内容の算定根拠
- (6) 新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

3【訂正内容】

訂正箇所は、下線を付して表示しております。

2 報告内容

(訂正前)

(2) 本新設分割の方法

当社を新設分割会社とし、カナレ電子機器を新設分割設立会社とする新設分割です。

(3) 本新設分割に係る割当ての内容

未定であるため、決定次第、臨時報告書の訂正報告書を提出いたします。

(4) 本新設分割計画の内容

本新設分割の日程	
分割決議取締役会	平成24年1月20日
新設分割計画決議取締役会	平成24年2月14日（予定）
新設分割計画承認株主総会	平成24年3月13日（予定）
新設分割設立会社設立登記日（効力発生日）	平成24年5月1日（予定）

その他の本新設分割の内容

未定であるため、決定次第、臨時報告書の訂正報告書を提出いたします。

(5) 本新設分割に係る割当ての内容の算定根拠

未定であるため、決定次第、臨時報告書の訂正報告書を提出いたします。

(6) 新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	<u>カナレ電子機器株式会社</u>
本店の所在地	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目4番1号 新横浜WNビル4F
代表者の氏名	<u>未定</u>
資本金の額	<u>未定</u>
純資産の額	<u>未定</u>
総資産の額	<u>未定</u>
事業の内容	電子機器製品の開発、製造

(訂正後)

(2) 本新設分割の方法

当社を新設分割会社とし、カナレテックを新設分割設立会社とする新設分割です。

(3) 本新設分割に係る割当ての内容

カナレテックは、本新設分割に際して普通株式1,400株を発行し、そのすべてを当社に割当てます。

(4) 本新設分割計画の内容

本新設分割の日程

分割決議取締役会	平成24年 1月20日
新設分割計画決議取締役会	平成24年 2月14日
新設分割計画承認株主総会	平成24年 3月13日(予定)
新設分割設立会社設立登記日(効力発生日)	平成24年 5月 1日(予定)

その他の本新設分割の内容

当社が、平成24年 2月14日開催の取締役会において、決議した本新設分割計画の内容は後記のとおりであります。

(5) 本新設分割に係る割当ての内容の算定根拠

本新設分割は、当社が単独で行うものであり、本新設分割に際して発行する株式の全てが当社に割当交付されることから、カナレテックの資本金の額等を考慮し、普通株式1,400株を当社に交付することが相当であると判断したものであります。

(6) 新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	<u>株式会社カナレテック</u>
本店の所在地	<u>神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目 4 番 1 号 新横浜WNビル 4 F</u>
代表者の氏名	<u>代表取締役社長 野田 爾</u>
資本金の額	<u>70,000千円</u>
純資産の額	<u>70,000千円</u>
総資産の額	<u>70,000千円</u>
事業の内容	<u>電子機器製品の開発、設計、製造及び販売</u>

新設分割計画書（写）

カナレ電気株式会社（以下「当社」という。）は、当社が本件事業（第2条に定義する。）に関して有する権利義務の一部を新たに設立する株式会社に承継させる新設分割（以下「本件新設分割」という。）を実施するにあたり、次のとおり新設分割計画書（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（本件新設会社）

1. 本件新設分割における新設分割設立会社（以下「本件新設会社」という。）の商号及び本店の所在地は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 商号
株式会社カナレテック
 - (2) 本店の所在地
神奈川県横浜市港北区
2. 前項に定めるほか、本件新設会社の目的、発行可能株式総数その他の定款で定める事項は、別紙1「本件新設会社定款」に記載のとおりとする。

第2条（本件事業）

本計画において「本件事業」とは、本計画作成日時点において当社の電子機器製品開発グループに属するすべての事業と電子機器製品製造に関する事業をいう。

第3条（本件新設会社の設立時取締役の氏名及び設立時監査役の氏名）

本件新設会社の設立時取締役及び設立時監査役は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 取締役
野田 爾、池田康成、村上大助、尾羽瀬正夫、大野淳一郎、
中島正敬、小淵 敦
- (2) 監査役
祖父江秀行

第4条（本件新設分割により承継する権利義務）

1. 本件新設会社が本件新設分割により当社から承継する資産、負債、契約その他の権利義務は、本件新設会社の成立の日（以下「本件新設会社成立日」という。）において本件事業に属する別紙2「承継権利義務明細表」に記載の資産、負債、契約その他の権利義務とする。本件新設会社が当社から承継する資産及び負債の評価は、平成23年12月31日現在の当社の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件新設会社成立日の前日までの増減を加除したうえで確定する。
2. 本件新設会社が本件新設分割により当社から承継する債務は、本件新設会社が免責的にこれを引き受けるものとする。
3. 本件新設会社が本件新設分割により当社から承継する財産の権利移転について、登記、登録、通知その他の手続が必要な場合は、かかる手続に要する登記手続費用その他の費用は、本件新設会社の負担とする。ただし、本件新設分割のために本件新設会社成立日までに取得することが必要な監督官庁の承認若しくは認可、又は、当社から本件新設会社に承継される契約の相手方の同意若しくは承諾を取得するための費用は含まない。

第5条（本件新設分割に際して発行する株式及びその割当て）

本件新設会社は、本件新設分割に際して、普通株式1,400株を発行し、当社に対し、本件新設分割により当社から承継する権利義務に代えて、かかる設立時発行株式のすべてを当社に割当て交付する。

第6条（本件新設会社の資本金及び準備金に関する事項）

本件新設会社の設立時資本金、設立時資本準備金、設立時資本剰余金、設立時利益準備金及び設立時利益剰余金の額は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 設立時資本金 70,000,000円
- (2) 設立時資本準備金 0円
- (3) 設立時資本剰余金 設立時の株主資本等変動額から第1号及び第2号の合計額を減じて得た額
- (4) 設立時利益準備金 0円
- (5) 設立時利益剰余金 0円

第7条（本件新設分割期日）

本件新設分割により本件新設会社を設立すべき日（以下「本件新設分割期日」という。）は、平成24年5月1日とし、本件新設分割期日に、本件新設会社の本店の所在地において、本件新設会社の設立の登記の申請を行うものとする。ただし、本件新設分割の手の進行上必要がある場合は、当社の取締役会の決議をもって本件新設分割期日を変更することができる。

第8条（本計画の効力）

本計画は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、その効力を失う。

- （1）当社が、本件新設分割期日までに、当社の株主総会の決議により本計画の承認を受けられなかった場合。
- （2）本件新設分割期日までに、本件新設分割に必要な監督官庁の承認が得られなかった場合。

第9条（競業禁止義務）

当社は、本件新設分割の効力発生後も、本件新設会社に対し、本件事業について競業禁止義務を負わない。

第10条（本計画の変更又は本件新設分割の中止）

本計画作成後から本件新設分割期日までの間に、当社の財産又は経営状態に重大な変更が生じた場合、本件新設分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、本件事業に関する重要な契約を当社から本件新設会社に承継させることができないおそれ又は本件新設会社が同種の契約を新規に締結できないおそれが生じた場合、当社の取締役会の決議をもって、本計画に定める本件新設分割の条件を変更し、又は本件新設分割を中止することができる。

平成24年2月14日

愛知県日進市藤枝町奥廻間1201番地10
カナレ電気株式会社
代表取締役社長 尾羽瀬 正夫

本件新設会社定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社カナレテックと称する。英文では、Canare Tech Corporation と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 映像及び音響に関する電子機器の開発及び設計
2. 映像及び音響に関する電子機器の製造及び販売
3. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を神奈川県横浜市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役ほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、5,600株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社は、株式に係わる株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(名義書換)

第9条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載または記録するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載または記録された者またはその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名または記名押印し共同して請求しなければならない。

ただし、次の場合は、株式取得者が単独で請求することができる。

1. 株式取得者が取得した株式の株主として株主名簿に記載または記録された者またはその相続人その他の一般承継人に対し、株主名簿記載事項を当社に記載または記録すべきことを命じた確定判決を提出して請求するとき。
2. 株式取得者が上記1の確定判決と同一の効力を有するものの内容を証する書面その他の資料を提出して請求するとき。
3. 株式取得者が取得した株式の株主として株主名簿に記載または記録された者の相続人であって、これを証する書面を提出して請求するとき。
4. その他、会社法施行規則第22条第1項各号に定めるとき。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当会社の株式につき質権の登録または信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名または記名押印し、共同して請求しなければならない。その登録または表示の抹消についても同様とする。

第3章 株主総会

(招集の時期)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎年1月1日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会の招集及び議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第4章 取締役、取締役会、代表取締役及び監査役

(取締役及び監査役の員数)

第15条 当会社の取締役は7名以内とし、監査役は2名以内とする。

(取締役及び監査役の選任の方法)

第16条 当会社の取締役及び監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役及び監査役の任期)

第17条 取締役の任期は選任後2年以内、監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠又は増員で選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

3. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第18条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

2. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

第19条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(役付取締役)

第20条 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(代表取締役)

第21条 取締役社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。
2. 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

(報酬等)

第22条 取締役及び監査役の報酬（賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益）は、それぞれ株主総会の決議によって定める。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第23条 当会社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から同年12月31日までの 1 年間とする。

(剰余金の配当)

第24条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

- (1) 当会社は、取締役会の決議によって、中間配当をすることができる。
- (2) 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れるものとする。

附 則

第25条 当会社の設立時発行株式の数は1,400株とし、その払込金額は 1 株につき 5 万円とする。

第26条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は金70,000,000円とする。

第27条 第23条（事業年度）の規定にかかわらず、当会社の最初の事業年度は、会社成立の日から平成24年12月31日までとする。

承継権利義務明細表

本件新設会社の成立の日において、本件新設会社が当社から承継する資産、雇用契約その他の権利義務は、以下のとおり。
なお、本件新設分割において承継させる負債はない。

1. 資産

(1) 有形固定資産

本件事業に属する一切の有形固定資産
ただし、当社が所有するすべての土地を除く。

(2) 無形固定資産

本件事業に属する一切の無形固定資産

(3) 投資その他の資産

本件事業に属する一切の投資その他の資産
ただし、横浜本社事務所に關する差入保証金を除く。

2. 契約上の地位

本件事業に属する不動産賃貸契約、ライセンス契約、売買取引基本契約その他本件事業に属する一切の契約における契約上の地位。

ただし、次の各号に掲げる契約を除く。

(1) 本件事業以外の当社の事業にも属する契約

(2) 本件新設分割による契約上の地位の承継につき契約の相手方の承諾を要する契約であって、本件新設会社成立日の前日までに当該相手方の承諾を得られなかったもの

3. 労働契約上の地位

本件事業に従事する当社の従業員のうち、本件新設会社成立日の前日に在籍している者との間の労働契約における使用者たる地位。なお、当社における勤続年数は、本件新設会社において通算する。

以上